

1. 件名：新検査制度における使用前事業者検査予定の情報提示方法等に係る面談

2. 日時：令和2年2月17日 14時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁2階 会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

高須統括監視指導官、中田上席原子力専門検査官、

上田上席原子力専門検査官、平川主任原子力専門検査官、

山形主任原子力専門検査官

事業者：

北海道電力（株）

本店 原子力安全推進グループ 担当 他1名

電源開発（株）

原子力事業本部 原子力技術部 安全統括室（安全管理）課長 他1名

東北電力（株）

女川原子力発電所 品質保証部 検査グループ 担当 他1名

東京電力ホールディングス（株）

原子力設備管理部 設備技術グループマネージャ 他1名

日本原子力発電（株）

東海事業本部 東海発電所・東海第二発電所

運営管理室 プラント管理グループ 課長 他1名

中部電力（株）

東京支社 原子力グループ 課長 他1名

北陸電力（株）

志賀原子力発電所 保修部 保修計画課副課長 他1名

関西電力（株）

東京支社 技術グループ 担当 他2名

中国電力（株）

島根原子力発電所 品質保証部 副長 他1名

四国電力（株）

東京支社 技術課 副長

九州電力（株）

原子力発電本部 原子力工事グループ 副長 他1名

5. 要旨

○原子力規制庁から事業者に対し、新検査制度における使用前事業者検査予定の情報提供方法について、資料に基づき説明した。

○また、以下のとおり、事業者からの質問に対し、原子力規制庁より説明を行った。

- ・検査予定表の様式について、各事業者で使用している工程表を活用しても良いかとの質問に対し、必要な事項が記載されていれば問題ない旨を説明した。
- ・日付、時間を記載することになっているが、どの程度の精度が求められるかとの質問に対し、原則として直近1ヶ月については日単位、それ以降については可能な範囲とし、燃料体検査など1ヶ月前でも工程が確定しない場合も可能な範囲で提示願いたい旨説明した。

○原子力規制庁は、新検査制度における使用前事業者検査予定の情報提供方法について、面談の結果を踏まえ、今後、各事業者へ改めて依頼する旨伝えた。

6. その他

資料：使用前事業者検査実施計画（案）